

委員会発案第6号

小中学校給食費の完全無償化のため財政支援を県に求める意見書の  
提出について

小中学校給食費の完全無償化のため財政支援を求める意見書（案）を、地方自治法第109条第7項及び由利本荘市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和7年12月18日提出

由利本荘市議会議長 佐藤健司様

提出者 由利本荘市議会教育民生常任委員会  
委員長 甫仮貴子

(別紙)

## 小中学校給食費の完全無償化のため財政支援を求める意見書（案）

令和7年10月現在、秋田県内では、小中学校完全給食費無償化を実施している自治体が5市5町3村の52%、半額など費用の一部を助成している自治体が1市2町の12%である。完全と一部無償化の合計では16市町村の64%となり、この1年間で過半数を超えていている。

その背景には、急激に進む少子高齢化、相次ぐ自然災害、急激な物価上昇による家計負担の増加に対して、子育て家庭を支援しようとする各市町村の並々ならぬ決意があり、実施には踏み切れないが検討を開始している自治体も数多くある。また、一部有料ではあるが、高校生へ給食を提供し、生徒や家族から大歓迎されている羽後町のような例もある。

文部科学省の調査では、小中学校などの学校給食費を無償化としている自治体が、平成29年度の76自治体から、令和5年度の775自治体と約10倍に急拡大している。福島県が一部無償化も含めて、98%の自治体で実施しており、青森県では、昨年10月から県として市町村を支援することを決め、全ての自治体で完全無償化となった。

無償化実施の最大の課題は財源であり、実施市町村では様々な工夫がされている。一般財源のほか、ふるさと納税の活用や経費を安定的に確保するため自治体独自で学校給食費無償化基金を設置する自治体がある。

また、完全無償化を実施している自治体でも財源が厳しく、翌年度の継続に苦慮している自治体や、実施に踏み切れない自治体でも住民からの強い要望に対して実施を検討しているが、その経費の捻出に苦労している自治体がある。

18歳までの子供医療費無料化が、令和6年8月に全市町村で実施されることになった背景には、県が各自治体に所得制限を撤廃して半額助成を決断したことがある。秋田県知事は、選挙公約でも学校給食費の無償化を掲げており、市町村と二人三脚で無償化が実現できるよう英断を求めるものである。

以上の趣旨から下記事項につき、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

### 記

小中学校給食費の完全無償化のため、秋田県として市町村へ財政支援をすること。

令和 7 年 12 月 18 日

秋田県知事様

秋田県由利本荘市議会議長 佐藤 健司